

中小規模総合大学における 安全保障輸出管理

－三重大学における取組・運用－

国立大学法人三重大学
みえの未来図共創機構

准教授

知的財産マネジメント部門 部門長

産学官連携リスクマネジメント部門 副部門長

大学院地域イノベーション学研究科 准教授

安全保障貿易自主管理促進アドバイザー（経済産業省 委託事業）

狩野 幹人

(kanou@crc.mie-u.ac.jp)

2023年1月16日(月) 13H30M-16H05M

令和4年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会〈大阪会場〉

本日お話しする内容

- 三重大学の簡単な紹介
- 三重大学における安全保障輸出管理の体制・運用
 - ▶ 「技術流出防止」へ向けて
 - ▶ 「留学生」の種類と受入に係る審査・手続フロー
- 三重大学における「みなし輸出管理」の運用明確化
- 三重大学における教育・研究・産学官連携に係る「攻め」と「守り」の一体化

本日お話しする内容

三重大学の簡単な紹介

三重大学における安全保障輸出管理の体制・運用

- ▶ 「技術流出防止」へ向けて
- ▶ 「留学生」の種類と受入に係る審査・手続フロー

三重大学における「みなし輸出管理」の運用明確化

三重大学における教育・研究・産学官連携に係る
「攻め」と「守り」の一体化

三重大学の簡単な紹介

6研究科・5学部が1キャンパスに



- ▶ 県内で唯一の国立大学
- ▶ 県内で唯一，医学部(附属病院)を有する
- ▶ 県内でほぼ唯一，理工系学部を有する
- ▶ さらに，県立大学がない(?)ため県との連携が活発

伊勢湾に臨む三重大学キャンパス



産学連携，知財，TLC

一元的
マネジメント

学部

5 学部 9 学科 1 課程

- 人文学部 文化学科、法律経済学科
- 教育学部 学校教育教員養成課程
- 医学部 医学科、看護学科
- 工学部 総合工学科
- 生物資源学部 資源循環学科、共生環境学科、生物圏生命化学科、海洋生物資源学科

大学院

6 研究科

- 人文社会科学研究科
- 工学研究科
- 教育学研究科
- 生物資源学研究科
- 医学系研究科
- 地域イノベーション学研究科

教職員数

(令和4年5月1日現在)

2,043人

役員 9人 教員 742人

職員 1,292人

学部学生数

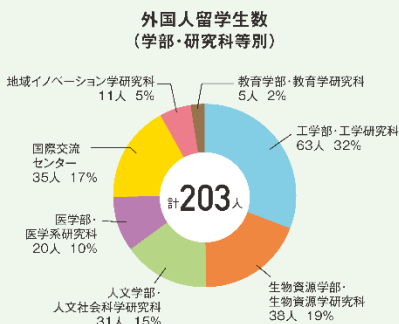
(令和4年5月1日現在)

5,907人

外国人留学生数

(令和4年5月1日現在)

203人



大学院学生数

(令和4年5月1日現在)

1,189人

海外留学・派遣学生数

(令和3年度)

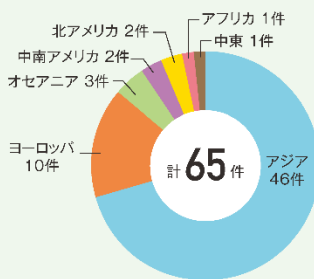
9人

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多数の留学等が延期または中止となった。

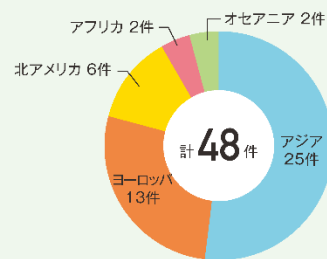
国際交流状況

(令和4年4月1日現在)

海外大学間協定数(23ヵ国)



海外大学学部間協定数(24ヵ国)



予算規模

(令和4年度)

収入・支出 47,188 百万円

民間企業との共同研究等

(令和3年度)

件数 1,637 件

金額 2,106 百万円

土地・建物面積

(令和4年5月1日現在)

土地面積 5,509,850 m²
(うち借用地 93,299m²)

建物面積 321,855 m²

情報ライブラリーセンター(図書館)

和書 711,332 冊 洋書 229,119 冊

計 940,451 冊 (令和4年4月1日現在)

入館者総数 60,330 人 (令和3年度)

医学部附属病院

(令和3年度)

病床数 685 床

入院患者延数 180,367 人

1日平均入院患者数 494.2 人

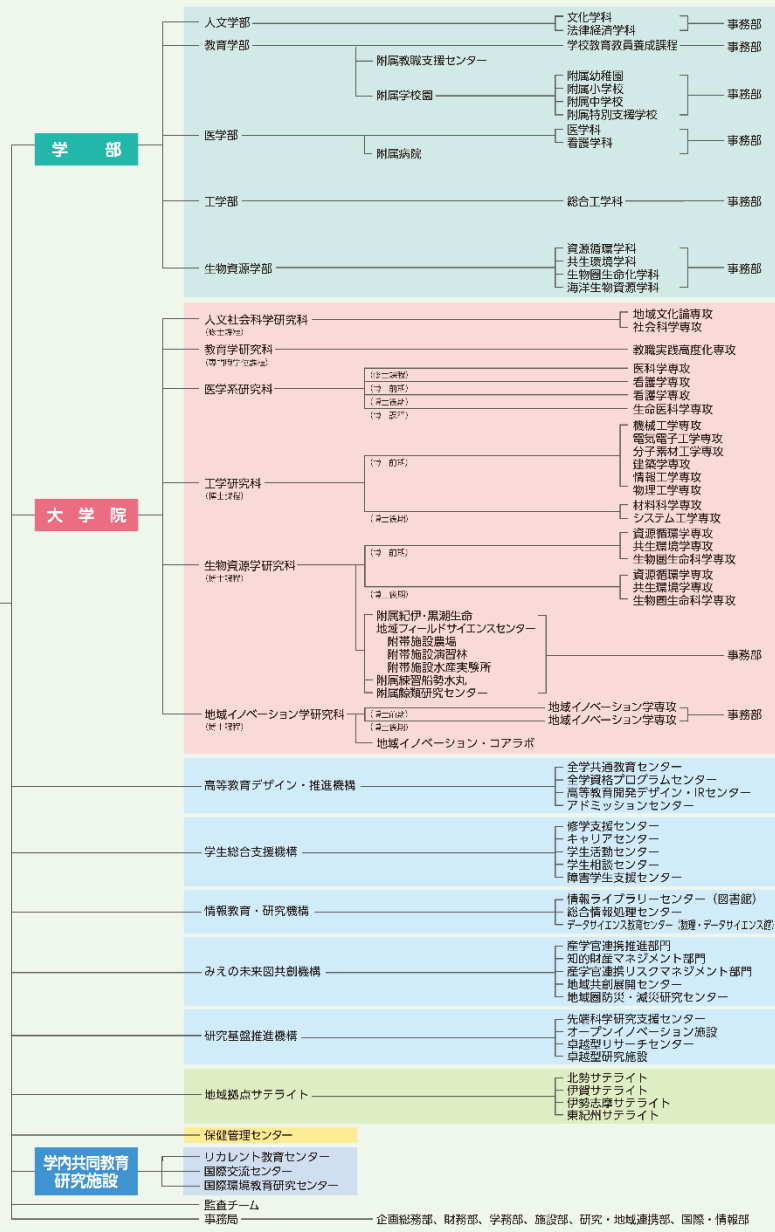
外来患者延数 346,236 人

1日平均外来患者数 1,430.7 人



組織図

三重大学



外国人留学生数(学部・研究科等別)

学部・研究科等別内訳 () 内は、女子学生数を内数で示す。 令和4年5月1日現在

学部・研究科等	学 部		修 士		博 士		計
	正規生	非正規生	正規生	非正規生	正規生	非正規生	
人文学部・人文社会科学研究科	10 (2)	12 (3)	6 (3)	3 (2)			31 (10)
教育学部・教育学研究科	1 (1)	2 (1)	2 (1)	0 (0)			5 (3)
医学部・医学系研究科	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	20 (11)	0 (0)	20 (11)
工学部・工学研究科	20 (3)	2 (0)	16 (5)	2 (1)	23 (9)	0 (0)	63 (18)
生物資源学部・生物資源学専攻	1 (1)	3 (2)	13 (6)	3 (1)	18 (6)	0 (0)	38 (16)
地域イノベーション学研究科			6 (3)	0 (0)	5 (2)	0 (0)	11 (5)
国際交流センター					0 (0)	0 (0)	35 (28)
計	32 (7)	54 (34)	43 (18)	8 (4)	66 (28)	0 (0)	203 (91)

国内別内訳 () 内は、女子学生数を内数で示す。 令和4年5月1日現在

地域・国名	学 部		大学院		国際交流センター	計
	正規生	非正規生	正規生	非正規生		
中 国	9 (2)	11 (3)	48 (22)	4 (3)	26 (21)	98 (51)
ベトナム	7 (0)		6 (1)		2 (2)	15 (3)
韓 国	13 (4)	2 (2)	1 (1)			16 (8)
インドネシア			11 (5)	1 (0)	1 (1)	13 (6)
台 湾			2 (0)	1 (0)	3 (2)	6 (2)
タイ			4 (3)			5 (3)
マレーシア	1 (0)		4 (3)			5 (3)
バングラデシュ			4 (2)			4 (2)
フィリピン			3 (1)			3 (1)
ミャンマー			3 (1)			3 (1)
カンボジア	2 (1)		1 (0)			3 (1)
ラオス			1 (0)			1 (0)
スリランカ			1 (1)			1 (1)
ウズベキスタン			1 (1)			1 (1)
東ティモール		1 (0)				1 (0)
ガーナ			5 (2)			5 (2)
ザンビア			3 (0)			3 (0)
エジプト			2 (2)			2 (2)
ギニア			1 (0)			1 (0)
アルジェリア			1 (0)			1 (0)
ケニア			1 (0)			1 (0)
モザンビーク			1 (0)			1 (0)
ペナン共和国		1 (0)				1 (0)
イギリス		1 (0)			1 (1)	2 (1)
スペイン				2 (1)		2 (1)
ドイツ		2 (1)				2 (1)
ブルガリア		1 (0)				1 (0)
ブラジル					1 (1)	1 (1)
メキシコ			1 (0)			1 (0)
パプアニューギニア			1 (1)			1 (1)
パプアニューギニア			1 (1)			1 (1)
ソロモン諸島			1 (0)			1 (0)
バヌアツ			1 (0)			1 (0)
合 計	32 (7)	19 (6)	109 (46)	8 (4)	35 (28)	203 (91)
				141 (53)		62 (38)

令和3年度国際交流事業一覧(経費助成対象)

課局名	事業名	対象国	申請代表者
教養教育院	英語特別プログラム シェフィールド大学ELTCオンライン研修	連合王国	サカサネケンシ
人文学部	2021年度春期海外オンライン研修(ニュージーランド・マッセイ大学)	ニュージーランド	吉田 悦子
教育学部	オークランド大学教育学部との連携による海外教育研修の実施	ニュージーランド	後藤 大一郎
医学系研究科	医学系研究科看護学専攻シラバス変革による国際化推進事業	タイ、マレーシア	成島 三長
工学研究科	学生の国際化志向を目的とする外国人教員による英語授業	ベトナム	丸山 善樹
工学研究科	ベトナム・ハイエ工科大学と三重大学工学研究科とのフロンティア・プログラムの実施(継続令和3年度)	ベトナム	池浦 良洋
工学研究科	7研究領域国際シノボウムの開催と国際化教育プログラムの推進	ドイツ、マレーシア、バングラデシュ、アメリカ、インドネシア	池浦 良洋
生物資源学研究科	留学生の力を活かした留学フェアと地域貢献活動	インドネシア	中島 千晴
地域イノベーション学研究科	第13回地域イノベーション学に関する国際ワークショップの開催と交流事業	台湾、韓国、中国、カンボジア、タイ、フィリピン	小村 一成
国際交流センター	コロナ禍におけるオンライン海外研修の参加費用に対する助成	オーストラリア、韓国、台湾	栗田 聡子
国際交流センター	三重大学海外フィールドスタディ2021	ベトナム	松崎知伸子
国際交流センター	海外協定校の参加学生によるZoomディスカッションから学ぶ日本語と異文化理解	獨逸校	福前 昂子
国際交流センター	オンラインによるIELTS集中講座開催に対する助成		栗田 聡子

マネジメント側の現状：関連組織&スタッフ

みえの未来図共創機構

- ◆ 地域連携活動の集約・総括
- ◆ 機構長＝理事・副学長（研究・社会連携担当）

理系教員数

医学系研究科	208名
工学研究科	98名
生物資源学研究科	105名
その他	7名
計	418名



知的財産マネジメント部門

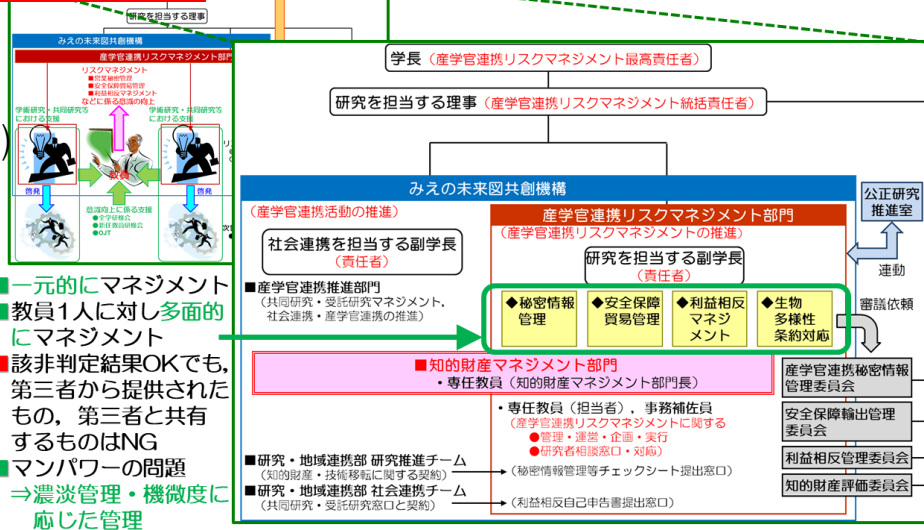
- ◆ 知的財産の創出・管理・活用の中核
- ◆ 部門長（准教授，専任）
- 副部門長（准教授，専任）
- 助教・URA（専任） 2名
- 研究員 3名
- 事務補佐員 4名

産学官連携リスクマネジメント部門

- ◆ 産学官連携リスクマネジメントの推進
- ◆ 部門長（副理事（研究・防災担当））
- 副部門長（知的財産マネジメント部門長）
- 助教・URA（専任） 1名
- 事務補佐員 2名

産学官連携推進部門

- ◆ 社会連携・産学官連携の推進
- 地域共創展開センター
- 地域圏防災・減災センター



本日お話しする内容

三重大学の簡単な紹介

三重大学における安全保障輸出管理の体制・運用

- ▶ 「技術流出防止」へ向けて
- ▶ 「留学生」の種類と受入に係る審査・手続フロー

三重大学における「みなし輸出管理」の運用明確化

三重大学における教育・研究・産学官連携に係る
「攻め」と「守り」の一体化

三重大学における安全保障輸出管理の体制構築

◆ 2006 (平成18) 年度 – 2014 (平成26) 年度

- 国際産学連携の推進 (文部科学省), 輸出者等遵守基準を定める省令の施行 (2010年4月1日. 大学も「組織として輸出管理をおこなう」必要が発生.) などが背景.
- ハンドブック作成, 教職員への啓発. 規程は未策定. 届出に係る様式は整備.
- 相談窓口 = 知財/研究推進, 輸出管理 = **知財が都度対応.** . . .
- 5つのケース (海外出張, 郵便, 留学生/外国人研究者の受入, 海外との共同研究)

◆ 2015 (平成27) 年度 –

- 「産学官連携リスクマネジメントモデル事業 (**技術流出防止マネジメント**)」 (文部科学省) に採択. 「秘密情報管理」と合わせて, 体制 (規程含む.) / 運用の整備.
- 「大学の特徴」をふまえる. 産学連携/知財/契約/利益相反マネジメントなどの「かつて通った道」「経験/学び」を活かす.

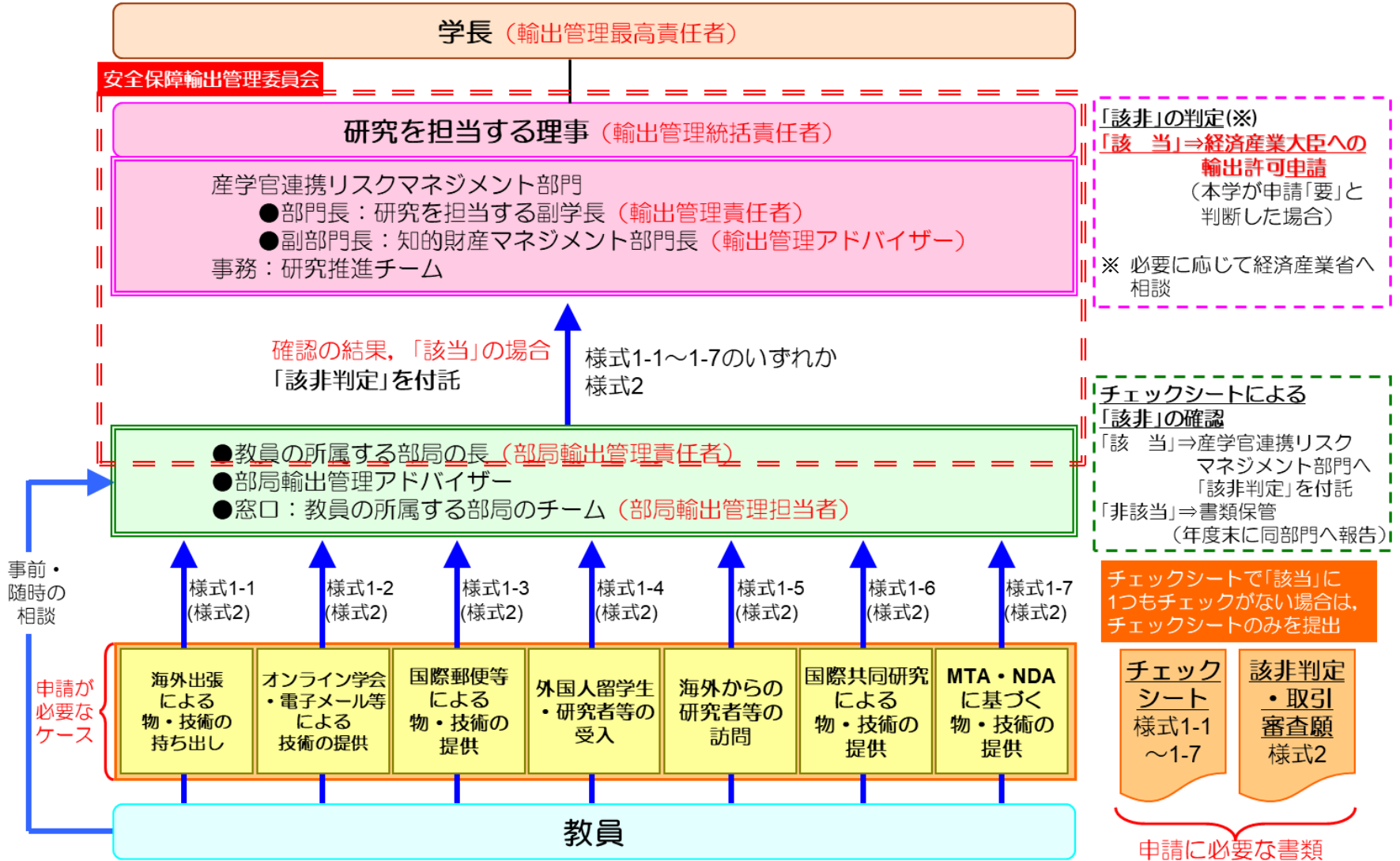
研究室 ≡ 個人商店, 部局 ≡ 商店街, 大学 ≡ 商工会議所



- 「輸出管理のトリガー」 = 「教員/研究者 (≡ 店主)」
- **教員/研究者 (≡ 店主)** が判断に困らないように. (判断させないように.)
 - ▶ 人文学部や教育学部も対象. (対象外はつくらない.)
 - ▶ 「基礎科学研究に係る除外規定」は使わない. (基礎研究との混同回避.)
 - ▶ チェックは効率的に. など

三重大学における安全保障輸出管理の体制

- 各部局で1次スクリーニング（教育・研究リスクマネジメント）
- 情報の集約・該非判定を産学官連携リスクマネジメント部門で一元的に



三重大学における安全保障輸出管理の運用

◆ チェックシートの改正 (物品・技術を漏れなく拾えるように)

■ 一例：外国出張時 (様式1-1)

(様式1) チェックシート (外国出張・海外研修時) 2017/6/1 改訂版

※1 外国出張・海外研修等にあたり、事前にチェックシートでのチェックをお願いします。
 ※2 以下、太枠内について記入してください。

記入日	平成 年 月 日	印
記入者 所属 役職・氏名 E-mail 内線 (なければ外線)		印
(学生の出張又は 学生者の依頼出張の場合) 当該者の所属 当該者の氏名 (※3) 仕向国の国名 (※4) 相手先の名称 (※5)		
提供・輸出手定日 (※6)	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日	

※3 当該者多数の場合、その一を別紙として添付いただいても結構です。
 ※4 訪問先の国名を記入してください。複数の国に及ぶ場合は、すべて列挙してください。
 ※5 訪問先の機関を記入してください。国際学会・会議、展示会、研修等の場合は、その名称を記入してください。
 ※6 出張する期間を記入してください。
 ※7 以下、ステップA〜ステップCの順にチェック及び様式Aの作成を進めてください。

ステップA. 物品の持出しに係るチェック

● 以下、質問事項【1】からフリーに答えてください。回答にあたっては、太枠内の【】に「○」を記入するとともに、様式6の所定の箇所に物品の名称を書き出してください。

【1】訪問先に物品 (ノートパソコンや日用品などは除きます) を持ち出しますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「はい」⇒【2】へ 「いいえ」⇒ステップBへ
【2】持ち出す物品のうち、第三者から提供されたもの又は第三者と共有するもの (複製品は除きます) がありますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「はい」⇒該当する物品の名称を様式6のA-①行に列記し、【3】へ 「いいえ」⇒【3】へ
【3】持ち出す物品のうち、本学教職員が他大学・企業等からの転入時に持ち込んだもの (複製品は除きます) がありますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「はい」⇒該当する物品の名称を様式6のA-②行に列記し、【4】へ 「いいえ」⇒【4】へ
【4】訪問先に、外国ユーザーリスト(※8)に掲載されている組織が含まれますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「はい」⇒ステップBへ 「いいえ」⇒【8】へ
【5】訪問先に、懸念国 (イラン、イラク、北朝鮮) が含まれますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「はい」⇒ステップBへ 「いいえ」⇒【8】へ

6項(※8)に該当するものがありますか?
 はい
 いいえ
 「はい」⇒第1項～第5項及び【7】へ
 「いいえ」⇒第1項～第5項及び【8】へ

【7】訪問先に、外国ユーザーリスト(※8)に掲載されている組織が含まれますか?
 はい
 いいえ
 「はい」⇒ステップBへ
 「いいえ」⇒【8】へ

【8】訪問先に、懸念国 (イラン、イラク、北朝鮮) が含まれますか?
 はい
 いいえ
 ステップBへ

ステップB. 技術の提供に係るチェック

● 以下、質問事項【1】からフリーに答えてください。回答にあたっては、太枠内の【】に「○」を記入するとともに、様式6の所定の箇所に技術の名称を書き出してください。

【1】訪問先に、技術 (学会発表、論文、教科書、特許情報、カタログ、WEB等) を提供しますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「はい」⇒【2】へ 「いいえ」⇒ステップCへ
【2】提供する技術のうち、第三者から提供されたもの又は第三者と共有するものがありますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「はい」⇒該当する技術の名称を様式6のB-①行に列記し、【3】へ 「いいえ」⇒【3】へ
【3】提供する技術のうち、本学教職員が他大学・企業等からの転入時に持ち込んだものがありますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「はい」⇒該当する技術の名称を様式6のB-②行に列記し、【4】へ 「いいえ」⇒【4】へ
【4】技術の提供は、本学、国際学会、研究会、展示会、研修等の場で行われますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「はい」⇒ステップCへ 「いいえ」⇒【8】へ
【5】提供する技術は、本学教職員が他大学・企業等からの転入時に持ち込んだもの (複製品は除きます) がありますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「はい」⇒該当する技術の名称を様式6のB-③行に列記し、【9】へ 「いいえ」⇒【9】へ
【6】訪問先に、本学ユーザーリスト(※8)に掲載されている組織が含まれますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「はい」⇒ステップCへ 「いいえ」⇒【8】へ
【7】訪問先に、懸念国 (イラン、イラク、北朝鮮) が含まれますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「はい」⇒ステップCへ 「いいえ」⇒【8】へ

ステップC. 様式の提出

【1】様式6のA-①行、A-②行に記入したすべての物品について、様式7及び8を作成してください。
 【2】様式6のB-①行、B-②行に記入したすべての技術について、様式7及び8を作成してください。
 【3】上記で作成した様式7及び8を、本機関と様式6を添付して、記入者の所属に該当する機関 (※8) に提出してください。様式7及び8を作成しなかった場合も、本様式1と様式6は提出してください。ただし、様式6については、記入した物品・技術がない場合には提出の必要はありません。

※8 本学Webサイトの「外国に出張する・海外研修に参加する場合」安全保障貿易に係る輸出管理」のページをご参照ください。
<http://www.crc.mie-u.ac.jp/japanese/local/exportcase1.html>

技術の提供に係るチェック

物品の提供・持出しに係るチェック

(様式6) 外国への提供・持出しを行う技術・物品

※1 以下、太枠内について記入してください。

記入日	平成 年 月 日	印
記入者 所属 役職・氏名 E-mail 内線 (なければ外線)		印
(学生・学外者の場合) 当該者の所属 当該者の氏名 仕向国の国名 相手先の名称 提供・輸出手定日		
	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日	

技術・物品の名称 (品番・型番もあれば明記してください)

A-① 第三者から提供された物品 又は第三者と共有する物品		※2
A-② 他大学・企業等からの転入時に持ち込んだ物品		※2
A-③ (輸出合別表) 第1項～第5項に該当する物品 (キャッチオール規制該当物品)		※3
A-④ (輸出合別表) 第1項に該当する物品 (キャッチオール規制該当物品)		※3
A-⑤ 安全保障輸出管理規制 非該当物品		※4
B-① 第三者から提供された技術 又は第三者と共有する技術		※2
B-② 他大学・企業等からの転入時に持ち込んだ技術		※2
B-③ (輸出合別表) 第1項～第5項に該当する技術 (キャッチオール規制該当技術)		※3
B-④ (輸出合別表) 第1項に該当する技術 (キャッチオール規制該当技術)		※3

※2 秘密情報管理体制のチェックのため、詳細を報告いただく場合があります。
 ※3 経済産業省への取引許可申請を要することがあります (申請手続きは通学連携リスクマネジメント室で行います)。
 ※4 出国・発送の際などに使用する「非該当証明書」を発行するための項目ですので、ノートパソコンや日用品などは記入しないでください。また、すでにメーカーから非該当証明書が発行されている物品についても、記入の必要はありません。

本日お話しする内容

三重大学の簡単な紹介

 三重大学における安全保障輸出管理の体制・運用

▶ 「技術流出防止」へ向けて

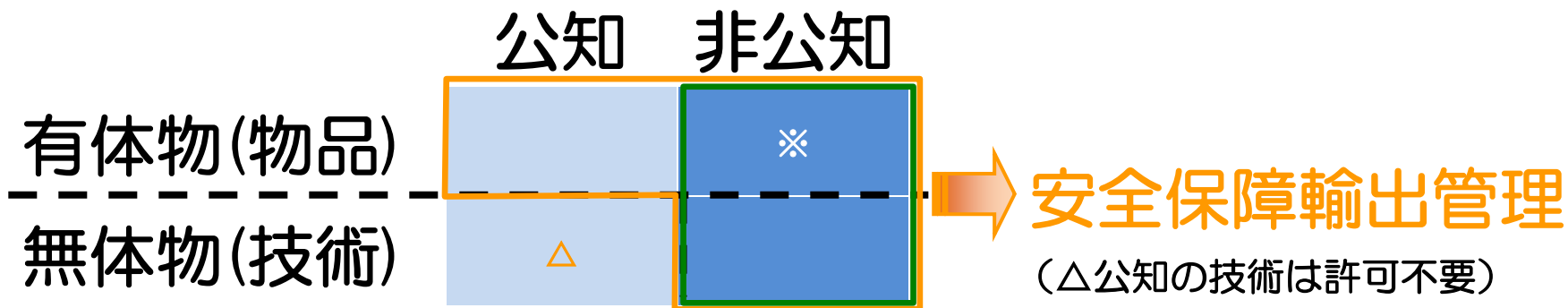
▶ 「留学生」の種類と受入に係る審査・手続フロー

三重大学における「みなし輸出管理」の運用明確化

三重大学における教育・研究・産学官連携に係る
「攻め」と「守り」の一体化

技術流出防止マネジメントへ向けて(1)

- 秘密情報 (技術) を他者へ開示 ⇒ 「輸出」に該当する場合も
- 安全保障輸出管理と秘密情報管理の関係整理



秘密情報管理

(※有体物に化体された秘密情報)

安全保障輸出管理

- ◆ 時期：輸出時
- ◆ 法律：外為法

秘密情報管理

- ◆ 時期：提供時および受領時
- ◆ 法律：??? (むしろ基準?)

★ 安全保障輸出管理と秘密情報管理 (とくに第三者が関与するもの) の組合せが必要

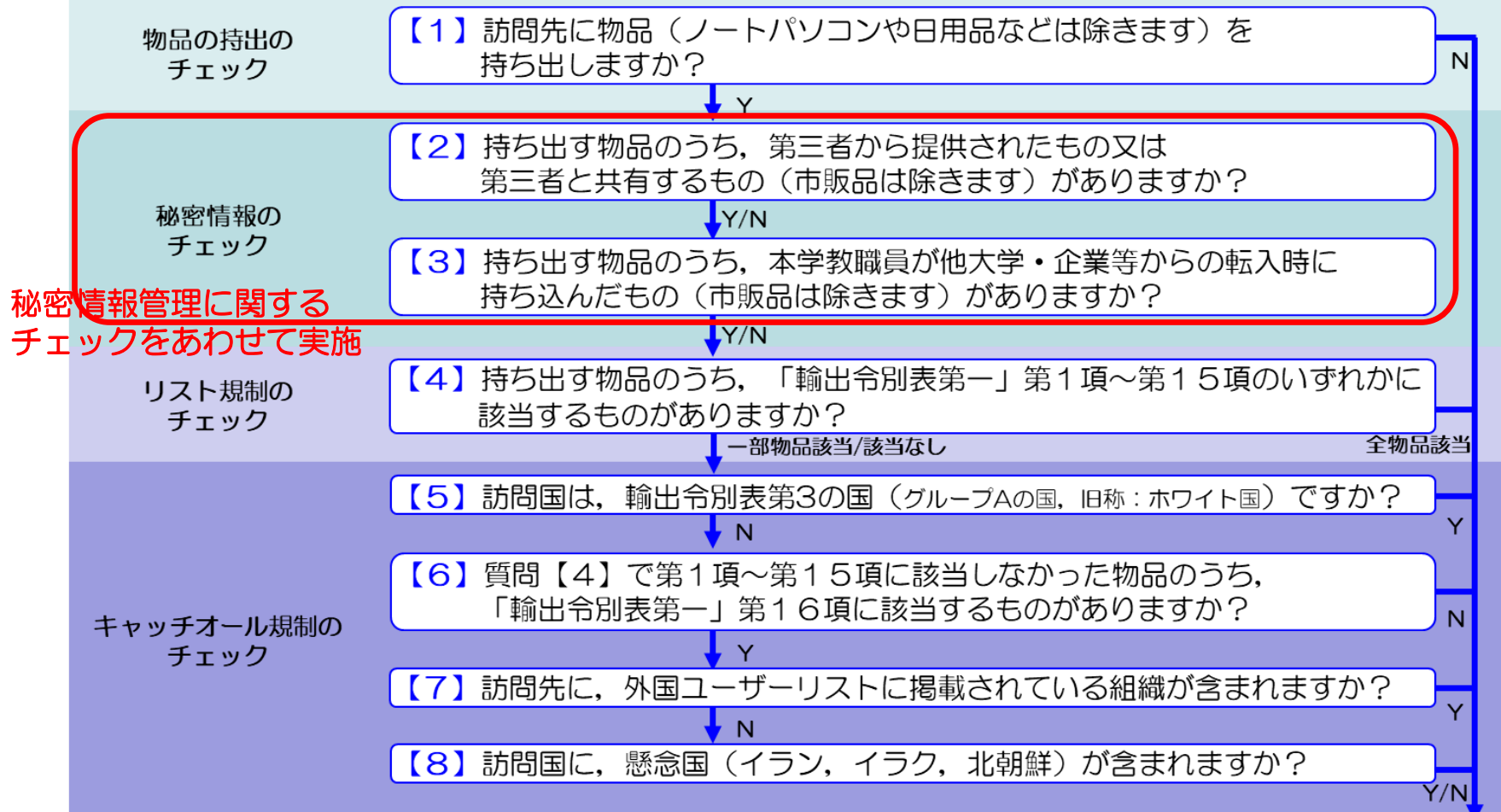
技術流出防止マネジメントへ向けて(2)

◆ 安全保障輸出管理＋秘密情報管理

■ 一例：外国出張時（様式1-1）

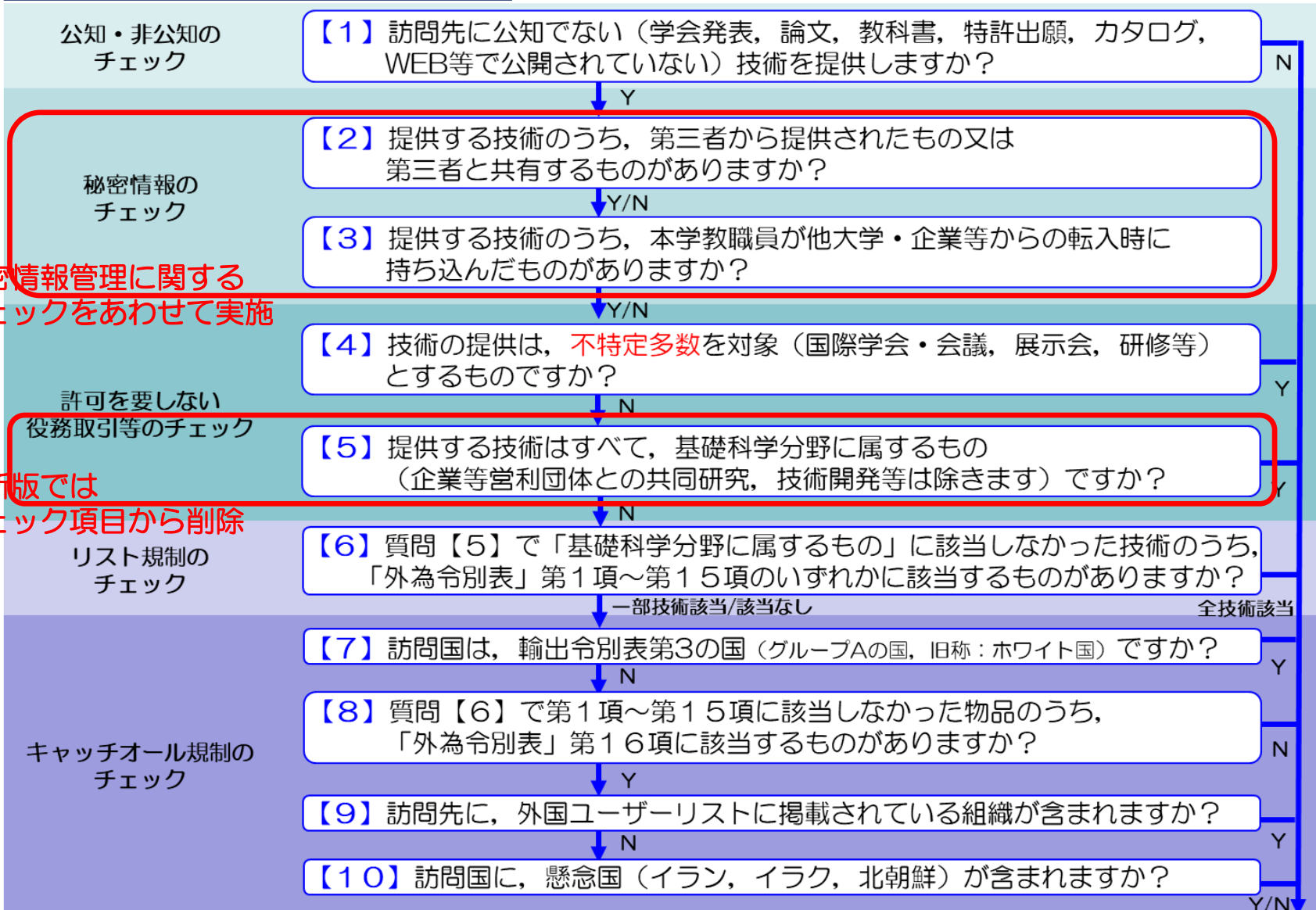
- ◆ 対象は広く（外国出張時は必ず提出）
- ◆ チェックは効率的に
- ◆ **秘密情報管理の点からもチェック**
（第三者から提供されたものでないか?など）

ステップA（物品の持出に係るチェック）



技術流出防止マネジメントへ向けて(3)

ステップB (技術の提供に係るチェック)



秘密情報管理に関する
チェックをあわせて実施

最新版では
チェック項目から削除

ステップC (様式の提出)

本日お話しする内容

三重大学の簡単な紹介

三重大学における安全保障輸出管理の体制・運用

▶ 「技術流出防止」へ向けて

▶ 「留学生」の種類と受入に係る審査・手続フロー

三重大学における「みなし輸出管理」の運用明確化

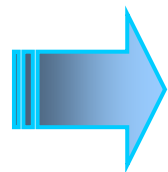
三重大学における教育・研究・産学官連携に係る
「攻め」と「守り」の一体化

体制構築・運用における苦勞は「留学生受入」(1)

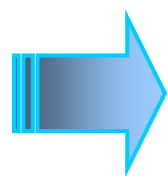
区分	経費区分	種類	所属	受入担当窓口	募集種別	受験	フロー	誓約書・特定類型 該当性に関する 申告書回収担当	備考	
非正規生 (学位取得を 目的と しない)	私費	特別聴講学生	学部	国際交流チーム			○	国際交流チーム	交換留学生	
			大学院	国際交流チーム			○	国際交流チーム	交換留学生	
		特別研究学生	大学院	国際交流チーム			○	国際交流チーム	交換留学生	
		研究生	学部	国際交流チーム			○	国際交流チーム		
			大学院	国際交流チーム			○	国際交流チーム		
		科目等履修生	学部	各部局			×	各部局		
	大学院		各部局			×	各部局			
	国費	日本語・日本文化 研修留学生	学部	国際交流チーム	大学推薦			○	国際交流チーム	日本国負担
			学部	国際交流チーム	大使館推薦 (日本語・日本文化研修留学生)	大使館の試験を 受験	○	国際交流チーム	日本国負担	
		研究生	学部	国際交流チーム	大学推薦 (研究留学生一般枠)			○	国際交流チーム	日本国負担
			大学院	国際交流チーム	大学推薦 (研究留学生一般枠)			○	国際交流チーム	日本国負担
			学部	国際交流チーム	大使館推薦 (研究留学生)	大使館の試験を 受験	○	国際交流チーム	日本国負担	
			大学院	国際交流チーム	大使館推薦 (研究留学生)	大使館の試験を 受験	○	国際交流チーム	日本国負担	
		研究生 (教育学部)	学部	国際交流チーム	大使館推薦 (教員研修留学生)			○	国際交流チーム	日本国負担

体制構築・運用における苦勞は「留学生受入」(2)

区分	経費区分	種類	所属	受入担当窓口	募集種別	受験	フロー	誓約書・特定類型 該当性に関する 申告書回収担当	備考	
正規生 (学位取得を 目的とする)	私費	学部学生	学部	入試チーム		大学入試を受験	×	各部署		
		学部学生	学部	各部署		編入	○	各部署		
		大学院生	大学院	各部署		大学院入試を 受験	○	各部署		
	国費	学部学生	学部	国際交流チーム	大使館推薦 (学部留学生)		大使館の試験を 受験	○	各部署	日本国負担
			学部	国際交流チーム	政府派遣		他国政府の 試験を受験	×	各部署	他国負担 (現在は マレーシアのみ)
		大学院生	大学院	国際交流チーム	大学推薦 (研究留学生一般枠)		大学院入試を 受験	○	各部署	日本国負担
			大学院	各部署	大学推薦 (研究留学生特別枠)		大学院入試を 受験	○	各部署	日本国負担
			大学院	国際交流チーム	大使館推薦		大使館の試験を 受験	○	各部署	日本国負担



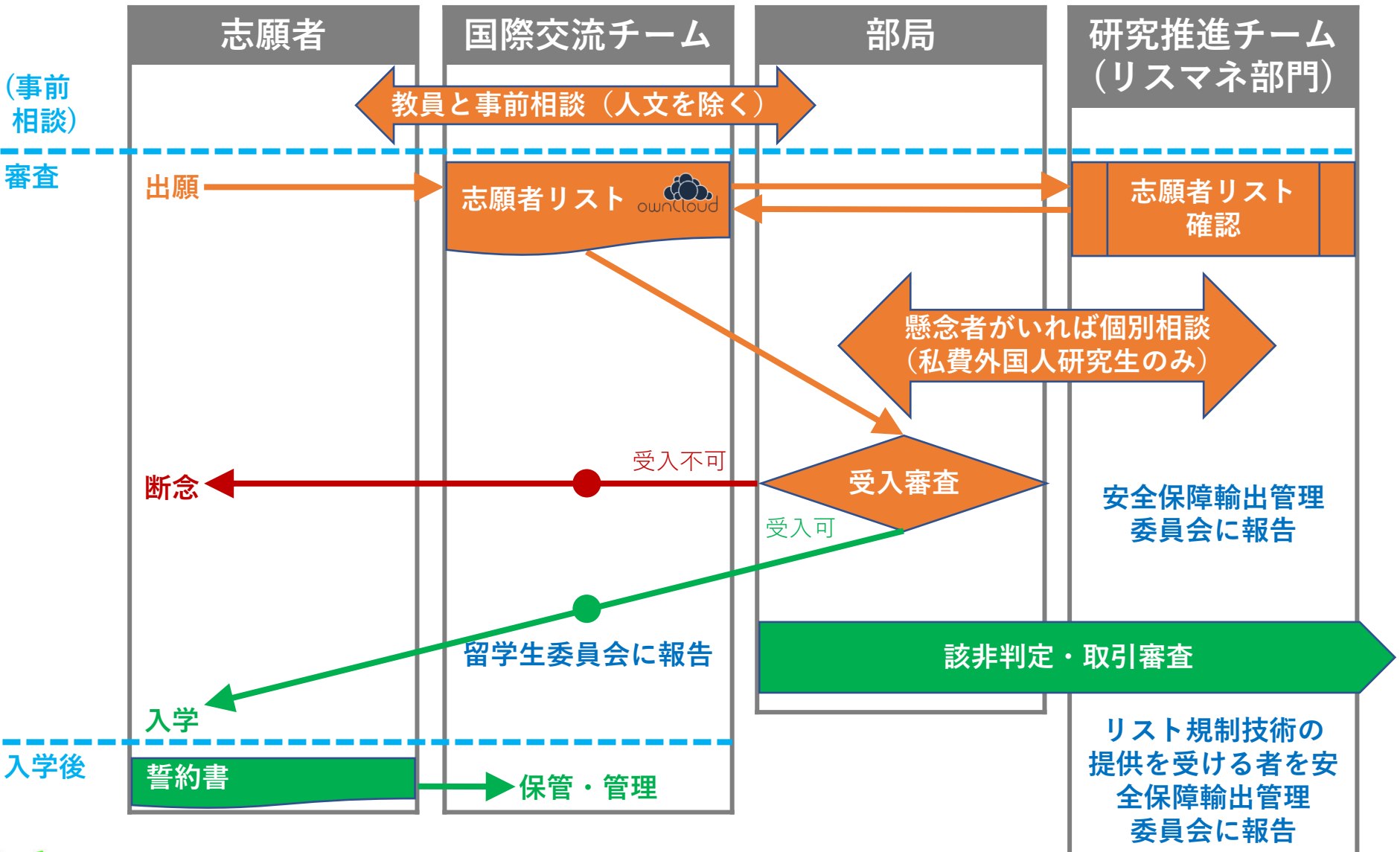
- ◆ 手続フロー ⇒ できる限り共通化・パターンを少なく
- ◆ 6パターンに分類できた (?)



- ◆ 「みなし輸出管理」明確化への対応において活かされた。
 - ▶ 対象者に係る規模感
 - ▶ 「類型② 該当者」把握 / 申告書 (誓約書) 回収 に係る担当 など

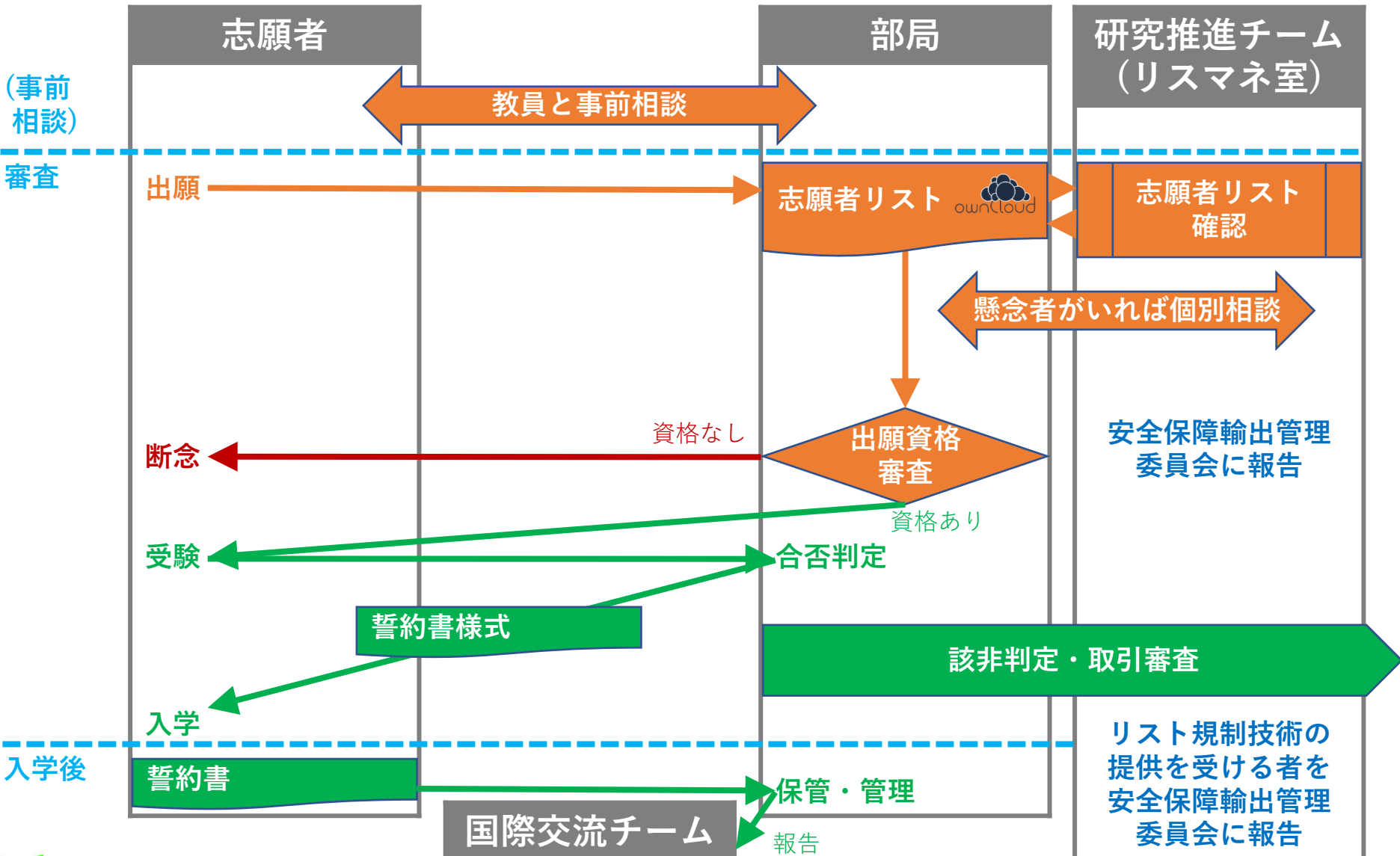
「留学生受入」に係る手続フローの一例(1)

◆ 特別聴講学生・特別研究学生・私費外国人研究生 (担当：国際交流T)



「留学生受入」に係る手続フローの一例(2)

◆ 私費大学院生 (担当：部局)



「募集要項」の改正 (2019 (令和元) 年度)

- 入学後の誓約書 (全員) / 申告書 (特定類型該当者, 誓約書) 提出において混乱が生じないために、
誓約書 (全員) は、[入学後ガイダンス時 \[★つぎの2頁参照\]](#) に提出。
- 非正規生 (担当: 国際交流チーム (本部)) および正規生 (担当: 各部局) 用の募集要項に明記。部局によっては軽微な変更を加えている場合あり。
- 三重大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、「国立大学法人 三重大学安全保障輸出管理規程」を定め、外国人留学生の受入れに際して厳格な審査を実施しています。規制事項に該当する場合は、希望する教育が受けられない場合や研究ができない場合がありますので、注意してください。

【参考】 Security Export Control Handbook (経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook_e.pdf

Mie University has established “Mie University Security Export Control Regulations” in accordance with the “Foreign Exchange and Foreign Trade Act”, and conducts strict examinations for acceptance of international students, etc. International applicants who fall under any of the conditions set out in said regulations may be unable to enter their desired course or program. Access the following webpage for more details:

Security Export Control Handbook (Ministry of Economy, Trade and Industry)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook_e.pdf

★あくまで、三重大学において用いているものです。

こんなこと、ありませんか？


- 手作りの携行品、旧式や無償の資機材も「貨物」であり、ハンドキャリーでの持ち出しも「輸出」です。
- 外国の研究者や留学生への研究指導などは日本国内で行う場合であっても、規制対象の「技術提供」となる可能性があります。

大学・研究機関でよく見られる外国への技術提供や輸出の機会の例

主な機会	主な具体例
留学生・外国の研究者への研究指導や研究交流	実験装置の貸与、試作技術情報を電子メールやUSBメモリ、電話、FAXで提供 授業、会議、打合せ 研究指導、技術指導
外国の大学や企業との共同研究	実験装置の貸与 技術情報を電子メールやUSBメモリ、電話、FAXで提供 会議、打合せ
学術研究を目的とした研究試料などの送付・持ち出し	サンプル品の送付・持ち出し 自作の研究資機材を携行
外国からの施設見学	研究施設の見学、研究内容の説明 工程説明、説明資料配付、実験機器の説明
外国の研究者などが参加する非公開の講演会・展示会	技術情報の口頭発表 技術情報のパネル展示

特に管理が必要な技術・学問分野の例

- 原子力技術 (原子核反応、中性子工学)
- 精密機械技術、精密加工技術、精密測定技術
- 自動制御技術、ロボット技術
- 化学・生化学 (特に人体に有害な化学物質、解毒物質)
- バイオテクノロジー・医学 (ウイルス、細菌、毒素)を含む生物学
- 航空宇宙技術、高性能エンジン技術
- 規制される貨物の設計、製造、使用するために設計したプログラム

 ■たとえ最先端の学問分野でなくても、幅広く規制対象となり得ます。

■原子力、機械工学、生命化学などの学問分野はもちろん、理学、農学、医学など自然科学分野全般にわたって、安全保障上懸念がある用途に利用できる可能性があります。

- 無断で大学の所有物の提供及び学外への持ち出しを行ってはけません。
- 次のいずれかに該当する場合には、指導教員（受入教員）に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続きを行ってください。
 - 研究上の技術情報を外国において提供したり、非居住者に対して提供しようとする場合
 - 研究上の使用機器・使用材料、研究の結果得られた有体物を外国に輸出（海外へ送付又は持出し等）しようとする場合

このような場面で管理を求める、安全保障貿易管理とは...

国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供や輸出となるものを事前にチェックし、懸念のある行為を行わないこと。
それは、皆さんと皆さんの家族や友人、また皆さんが所属する大学、研究機関、そして日本、世界の人々が安心・安全に暮らせるために必要な取組みです。

About Security Export Control

Are you aware of anything like this?

- Even hand-made carried items, or old-type materials and equipment or those provided for free, are “goods,” and hand-carrying them is also “export.”
- Research guidance to foreign researchers or international students, even if conducted inside Japan, may amount to transfer of technology subject to control.

Typical occasions for technology transfer or export to foreign countries often seen in universities and research institutions

Main occasions	Specific examples
Research guidance or exchange with international students or foreign researchers	Lending or test-producing lab equipment Providing technical information by email, USB memory, telephone or FAX University classes, conferences, meetings Research guidance, technical guidance
Joint research with foreign universities or companies	Lending lab equipment Providing technical information by email, USB memory, telephone or FAX Conferences, meetings
Sending or taking along research samples, etc. for the purpose of academic research	Sending samples or carrying them with you Carrying research materials or equipment you made
Facility tours for visitors from overseas	Giving research facility tours, describing research Describing processes, distributing explanatory materials, describing test instruments
Non-public lecture events or exhibits attended by researchers or others from overseas	Oral presentations of technical information Panel displays of technical information

Examples of technologies and academic fields necessary special care in security export control

- Atomic technology (nucleus reactions, neutronics)
- Precision machinery techniques, precision fabrication techniques, precision measurement techniques
- Automatic control technology, robotics technology
- Chemistry, biochemistry (especially chemical substances harmful to humans, or antidotes to toxic substances)
- Biology including biotechnology and medicine (viruses, bacteria, toxins)
- Aerospace technology, high-performance engine technology
- Programs designed for design, manufacture, or use of restricted goods



- A wide range of academic fields are subject to control, even if they are not leading-edge areas.
- Not only academic fields such as atomic energy, mechanical engineering, and life sciences, but natural science fields in general including general science, agriculture, and medicine have the potential for use in ways that are a security concern.

What is security export control that requires control in these kinds of situations?

Transfer of technology or export of goods that may hinder the maintenance of international peace and security must be checked in advance, avoiding actions of concern. Security export control is an undertaking necessary so that you, your family and friends, your university or research institution, and the people of Japan and the world can live in safety and with peace of mind.

- You must not provide and carry out a possession of the University to outside without permission.
- If either of the two following cases applies, consult your supervisor (i.e., the academic staff accepting you as a student). And if deemed necessary, implement the procedures prescribed by the Foreign Exchange and Foreign Trade Act and applicable acts and ordinances established by the Government of Japan.
 - In the case where you wish to provide research-related technology information in foreign countries or to non-residents of Japan.
 - In the case where you wish to export (sending to foreign countries or bringing out, etc.) devices or materials used in your research or tangible objects gained from the research to foreign countries.



Industrial Collaboration Risk Management Office

「誓約書」の改正(1) (2021 (令和3) 年度)

■ 「誓約書」提出に係る「鑑」の整備

▶ (留学生への) 説明者用

国際的な平和および安全の維持を図るため、我が国では国際的な枠組の下、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき、高度な技術情報や貨物が大量破壊兵器等に転用されないよう、安全保障輸出管理規制を実施しております。

これを受け三重大学でも、法令遵守の観点から外為法に基づいた取組をおこなっておりますが、留学生を通じた技術・貨物の流出を防止する目的で、受け入れる留学生に対して、誓約書の署名・提出をお願いしています。

▶ 留学生用 (To Foreign Students)

To maintain international peace and security, pursuant to the Foreign Exchange and Foreign Trade Act (hereinafter referred to as "Foreign Exchange Act"), regulations concerning Security Export Control is being enforced in Japan under the international framework in order for goods and information on advanced techniques not to be converted into weapons of mass destruction, etc.

In compliance with this, Mie University is undertaking efforts based on the Foreign Exchange Act in terms of strict observance of the law.

For this reason, we ask for your understanding of the importance of Security Export Control and ask you to sign the Pledge on the attached form and submit it to Mie University.

「誓約書」の改正(2) (2021 (令和3) 年度)

正規生

Pledge

Date: ,

To: (Dean of)

Full name: _____

(Signature) _____

I hereby pledge that if, upon enrollment at Mie University, I will neither provide nor carry out a possession of the University to outside without permission. If either of the following cases applies, I will consult my supervisor (i.e., the academic staff accepting me as a student). And if deemed necessary, shall carry out the procedures prescribed by the Foreign Exchange and Foreign Trade Act and applicable acts and ordinances established by the Government of Japan.

1. In the case where I wish to provide research-related technology information in foreign countries or to non-residents of Japan during enrollment at Mie University or it becomes obvious during the period that I may provide such information after the period at Mie University.
2. In the case where I wish to export (sending to foreign countries or bringing out, etc.) devices or materials used in my research or tangible objects gained from the research to foreign countries during enrollment at Mie University or it becomes obvious during the period that I may export the aforesaid items after the period at Mie University.

年 月 日

誓 約 書

(長) 殿

氏名 _____

(署名) _____

貴学に入学的上は、無断で大学の所有物の提供及び学外への持出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には、指導教員（受入教員）に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続を行うことを誓約いたします。

- 一 研究上の技術情報を在学中に外国において提供し、若しくは非居住者に対して提供しようとする場合、又はこれを在学後に提供することが在学中に明らかとなった場合
- 二 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を在学中に外国に輸出（海外へ送付又は持出し等）しようとする場合、又はこれらを在学後に輸出することが在学中に明らかとなった場合

以上

非正規生

Pledge

Date: ,

To: (Director of Center for International Education and Research)

Full name: _____

(Signature) _____

I hereby pledge that if, upon acceptance at Mie University, I will neither provide nor carry out a possession of the University to outside without permission. If either of the following cases applies, I will consult my supervisor (i.e., the academic staff accepting me as a student). And if deemed necessary, shall carry out the procedures prescribed by the Foreign Exchange and Foreign Trade Act and applicable acts and ordinances established by the Government of Japan.

1. In the case where I wish to provide research-related technology information in foreign countries or to non-residents of Japan during the period for which I have been accepted at Mie University or it becomes obvious during the period that I may provide such information after the period at Mie University.
2. In the case where I wish to export (sending to foreign countries or bringing out, etc.) devices or materials used in my research or tangible objects gained from the research to foreign countries during the period for which I have been accepted at Mie University or it becomes obvious during the period that I may export the aforesaid items after the period at Mie University.

年 月 日

誓 約 書

(国際交流センター長) 殿

氏名 _____

(署名) _____

貴学に受入の上は、無断で大学の所有物の提供及び学外への持出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には、指導教員（受入教員）に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続を行うことを誓約いたします。

- 一 研究上の技術情報を受入期間中に外国において提供し、若しくは非居住者に対して提供しようとする場合、又はこれを受入期間満了後に提供することが受入期間中に明らかとなった場合
- 二 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を受入期間中に外国に輸出（海外へ送付又は持出し等）しようとする場合、又はこれらを受入期間満了後に輸出することが受入期間中に明らかとなった場合

以上

本日本話しする内容

三重大学の簡単な紹介

三重大学における安全保障輸出管理の体制・運用

▶ 「技術流出防止」へ向けて

▶ 「留学生」の種類と受入に係る審査・手続フロー

 三重大学における「みなし輸出管理」の運用明確化

三重大学における教育・研究・産学官連携に係る
「攻め」と「守り」の一体化

三重大学における「みなし輸出管理」明確化(1)

◆ 2021 (令和3) 年12月 – 2022 (令和4) 年1月

- 部局への安全保障輸出管理に係るヒアリング(「監査」に相当、毎年末頃に実施)において、「みなし輸出管理」運用明確化について説明。運用開始時の混乱を回避。

◆ 2022 (令和4) 年1月 – 4月28日

- 人事労務チーム(本部、採用、兼業、類型①該当者対応)および教務チーム(本部、奨学金、類型②該当者対応)との打合せにおいて、件数は少数であることを把握。
- ① 特定類型該当者の把握/特定、② 特定類型該当者の部局等への周知、③ 輸出管理に係る手続の3段階に分ける。
 - ▶ まずは、①を徹底する。
 - ▶ ②③については、一律のルールとはせず、事例に応じて対応する。
- ①については、研究推進チーム(本部)による「一元的管理」。
- ①のために、教職員に係る「常勤/非常勤」「職種/職名(／職務内容)」を精査[★スライド30-31頁]。
- 「特定類型該当性に係る申告書(誓約書)」の様式[★スライド32-33頁]整備。「規程」改正はせず、「細則」として規定する(予定)。
- 国際交流チーム(本部)や部局担当者への説明会/質疑応答を開催(全3回)。

三重大学における「みなし輸出管理」明確化(2)

◆ 特定類型に係る確認対象

- 常勤教員，外国人留学生。
- 次年度以降，「計画的に」対象を拡大する [★ スライド 30-31頁]。

◆ 常勤職員に係る特定類型該当性の把握／特定 (①)

- 2022.5.1 以降の採用者 ⇒ 「特定類型該当性に係る申告書 (誓約書)」提出。
 - ▶ 各部局において回収 ⇒ 研究推進チーム (本部)
 - ▶ 「採用者リスト」人事労務チーム (本部) ⇒ 研究推進チーム (本部)
 - ▶ 研究推進チーム (本部) において，「申告書」「リスト」照合により提出状況把握。
「特定類型該当者」を把握／特定。
- 2022.5.1 以降に外国法人／政府等と兼業をおこなう者
 - ▶ 兼業をおこなう全職員 ⇒ 人事労務チームへ兼業許可申請。
 - ▶ 明らか／疑義ありの場合，人事労務チーム ⇒ 研究推進チーム。
(2022.4.30 以前の該当者：「該当者リスト」人事労務チーム ⇒ 研究推進チーム)
 - ▶ 研究推進チーム ⇒ 当該職員に対し，「申告書」の提出を求める。
「特定類型該当者」を把握／特定。
- 研究推進チーム ⇒ 「特定類型該当者」について，産学官連携リスクマネジメント部門と共有。

三重大学における「みなし輸出管理」明確化(3)

◆ 外国人留学生に係る特定類型該当性の把握／特定(①)

- 外国政府等からの奨学金を受給する者，外国法人／政府等に身分を有する者(社会人留学生)
 - ▶ 国際交流チーム(本部)，各部局において，入学時の書類(出願書や経歴書等)を確認 ⇒ 明らか／疑義ありの場合，「申告書」の提出を求める。
 - ▶ 「申告書」国際交流チーム(本部)，各部局 ⇒ 研究推進チーム(本部)
 - ▶ 研究推進チーム(本部)において，内容確認，「特定類型該当者」を把握／特定。
- 研究推進チーム ⇒ 「特定類型該当者」について，産学官連携リスクマネジメント部門と共有。

◆ 特定類型該当者に係る部局等への周知(②)

- 所属部局および部局長には情報共有。それ以外の／どの範囲までの関係者へ情報共有するか(?)については，部局と相談。

◆ 特定類型該当者への輸出管理に係る手続(③)

- 件数が少ないと予想されることから，個別に丁寧に対応。
- 特定類型該当性に係わる具体的な国，その関係性等について，該当者本人から聞き取り，通常の輸出管理に係る手続を実施。

教職員における「対象者」は？ 全員??? 多様性(1)

◆ 常勤職員 一覧 (職種・職名)

職種		職名	職種	職名	
教育職員	大学教員 (海事教員を含む。)	教授, 准教授, 講師, 助教, 助手, 特任教員 (研究担当)	一般職員	医療職員	栄養士長, 栄養主任, 栄養士
	附属学校教員	副校長, 副園長, 教頭, 主幹教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭			臨床検査技師長, 副臨床検査技師長, 主任臨床検査技師, 臨床検査技師, 衛生検査技師
教務職員	教務職員	診療放射線技師長, 副診療放射線技師長, 主任診療放射線技師, 診療放射線技師			
事務職員	一般系	事務局長, 部長, 副部長, 課長, 法務企画監, 事務長, 副課長, 室長, 専門員, 係長, 専門職員, 主任, チーム員, 係員 (医学・病院管理部に所属する職員に限る。以下同じ。)			副薬剤部長, 薬剤主任, 薬剤師
	図書系	部長, 課長, 副課長, 専門員, 係長, 専門職員, 主任, チーム員, 係員			臨床工学技士長, 副臨床工学技士長, 主任臨床工学技士, 臨床工学技士
	技術職員	施設系			部長, 課長, 副課長, 室長, 専門員, 係長, 専門職員, 主任, チーム員, 係員
教室系		技術長, 技術長補佐, 前任技術専門員, 技術専門員, 技術員			主任歯科技工士, 歯科技工士
技能職員	医事系	課長, 副課長, 専門員, 係長, 専門職員, 主任, 技術員			主任歯科衛生士, 歯科衛生士
		車庫長, 副車庫長, 自動車運転手, 調理師, ボイラー技士, 検査助手, 栄養助手, 臨床検査助手, 診療放射線助手, 薬剤助手, 臨床工学助手, 理学療法助手, 作業療法助手, 言語聴覚助手, 視能訓練助手, 歯科技工助手, 歯科衛生助手, 看護助手			看護職員
					船員
				海事職員	二等航海士, 三等航海士, 甲板長, 甲板次長, 操舵手, 甲板員, 機関長, 一等機関士, 二等機関士, 操機長, 操機手, 機関員, 通信長, 二等通信士, 司厨長, 司厨手, 司厨員

「国立大学法人 三重大学職員採用等規程」より

2022 (令和4) 年度：対象者

2023 (令和5) 年度：対象者として拡大予定

2023 (令和5) 年度：医病関係者へヒアリング ⇒ 対象範囲を検討

教職員における「対象者」は？ 全員??? 多様性 (2)

◆ 非常勤職員 一覧 (職種・職名・職務内容)

職種	職名	職務内容	職種	職名	職務内容
事務補佐員	事務補佐員	事務に関する補助業務に従事する。	非常勤教員	特任教員 (教育担当)	学生への教育および研究指導に従事する。
技能補佐員	技能補佐員	技能に関する補助業務に従事する。		学習 アドバイザー	学部学生の学習支援および修学に係る相談業務に従事する。
技術補佐員	技術補佐員	技術に関する補助業務または臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師、看護師等の業務の補佐業務に従事する。			
臨時用務員	臨時用務員	労務作業に従事する。	非常勤研究員	研究員	本学において実施される研究に従事する。
教務補佐員	教務補佐員	教務に関する補助業務に従事する。	コーディネーター	コーディネーター	担当職務の企画、立案、調整等の専門的な支援業務に従事する。
非常勤教員	特命学長補佐	本学の運営上とくに必要な戦略的事項に従事し、学長の職務の補佐業務に従事する。	非常勤医師 (歯科医師を含む。)	医員	卒後臨床研修を修了した医師または歯科医師であって、医学部附属病院において診療に従事し、必要に応じ、診療を通じて臨床教育の補助的業務および診療に関する研究に従事する。
	連携教授、 連携准教授	本学と連携機関との協定に基づき、講義、特定研究および研究指導等に従事する。		医員 (研修医)	医師国家試験または歯科医師国家試験に合格し医師免許または歯科医師免許を取得した医師または歯科医師（医籍または歯科医籍の登録が確実に見込まれる者を含む。）であって、医学部附属病院において卒後臨床研修に基づく業務に従事する。
	非常勤講師	講義および演習その他教育に従事する。		学校医、 学校歯科医	学校保健法（昭和33年法律第56号）に規定する学校医または学校歯科医の業務に従事する。
	教員免許状 更新講習講師	教員免許状更新講習に従事する。		ティーチング・ アシスタント	講義および演習その他教育に関する補助業務に従事する。
	寄附講座大学 教員、寄附研究 部門大学教員	寄附講座または寄附講座研究部門における教育研究に従事する。		リサーチ・ アシスタント	研究に関する補助業務に従事する。
	産学官連携講座 大学教員、 産学官連携研究 部門大学教員	産学官連携講座または産学官連携研究部門における教育研究に従事する。		学校薬剤師	学校保健法に規定する学校薬剤師の業務に従事する。
	特任教員 (研究担当)	科学技術振興調整費等の競争的研究資金、受託研究、共同研究などの外部資金（寄附講座および産学官連携講座等に係る外部資金は除く。）による研究に従事する。		嘱託医	医学部附属病院において医師当直の業務または診療等に従事する。
			環境 ISO アドバイザー	環境 ISO の推進および環境マネジメントシステムの運用、管理に関する業務に従事する。	

2023 (令和5) 年度：対象者として拡大予定。(兼業許可申請対象外のため、申告/年)

医員：多数 (電子申請が整った段階で追加)

「特定類型該当性に係る申告書」の様式(日本語版)

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する申告書

三重大学長 殿

年 月 日

所属 _____
氏名(自署) _____

私は、本学が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下、役務通達という。)の1(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、本学の法令遵守のため、下記のとおり申告いたします。

A. 説明文の簡素化

私は、

1. 以下の①に該当します。
2. 以下の②に該当します。
3. 以下の①及び②に該当します。
4. 以下のいずれにも該当しません。

類型①

外国政府等^{※2}又は外国法人等^{※3}と雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を結んでいる。ただし、あなた又は本学が、外国政府等^{※2}又は外国法人等^{※3}との間で、あなたに対する本学の指示(あなたと本学との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務^{※4})が外国政府等^{※2}又は外国法人等^{※3}よりも優先する旨が合意されている場合は除く。

A. 説明文の簡素化

類型②

外国政府等^{※2}から多額の金銭等の経済的利益を得ている、又は得ることを約束している。(多額の金銭等とは、年間所得の1/4以上を占める利益をいう。)ただし、研究費について機関経理^{※5}の場合は除く。

C. 変更時の再申告

- ※1 今後申告内容に変更があった場合には再度申告を行うこと
- ※2 外国政府等：外国の政府、政府機関、地方公共団体、中央銀行、政党、その他の政治団体
- ※3 外国法人等：外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(外国大学を含む)
- ※4 善管注意義務：業務を委任された人の職業や専門家としての能力、社会的地位などから考えて通常期待される注意義務
- ※5 機関経理：大学の会計制度とシステムで経理を管理することのこと

B. 用語説明

提出先：各所属部局担当
問い合わせ先：研究・地域連携部 研究推進チーム

特定類型該当性に関する申告書_補足

【別紙】

特定類型該当性確認のための簡易フローチャート **D. フローチャート添付**

類型①について

外国政府等か外国法人等(外国大学を含む。)と雇用契約(契約の名称を問わず、時間的・場所的に拘束されるもの)又は取締役・監査役として委任契約を締結しているか?

NO



類型①に該当しない。



YES

本学との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務が、あなたが契約を結んでいる外国政府等又は外国法人等との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務に優先するとの合意があるか?

YES



類型①に該当しない。

NO



類型①に該当する。
(ヒアリングを行う場合はご協力をお願いします。)

類型②について

外国政府等から、個人として多額の金銭その他重大な利益を得ている、または、得ることを約束しているか?(機関経理は除く)

NO



類型②に該当しない。



YES

NO



その利益を金銭換算した場合、年間所得のうち25%以上を占めているか?

YES/不明



類型②に該当する。
(ヒアリングを行う場合はご協力をお願いします。)

「特定類型該当性に係る申告書」の様式(英語版)

Declaration Concerning Applicability of a Specific Category for Compliance with Article 25.1 and Article 25.2 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Act

To: The President of Mie University

(Month) _____ (Date) __, (Year) _____

Affiliation: _____

Name (Signature): _____

I understand that when the University will provide technology to a resident who falls under 1 (3) Sa (i) or (ii) of “About Transactions or Actions of Providing Technology that Requires Permission Based on the Provisions of Article 25.1 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Act and Article 17.2 of the Foreign Exchange Order” (Trade Bureau No. 492 of December 21, 1992; hereinafter referred to as the Service Notification), there is a possibility that permission by the Minister of Economy, Trade and Industry will be necessary based on Article 25.1 and Article 25.2 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Act, and for the purpose of the University’s compliance with laws and ordinances, I hereby make the declaration as stated below.

1. I fall under Category (i) below.
2. I fall under Category (ii) below.
3. I fall under Category (i) and Category (ii) below.
4. I do not fall under either of the categories below.

Category (i)

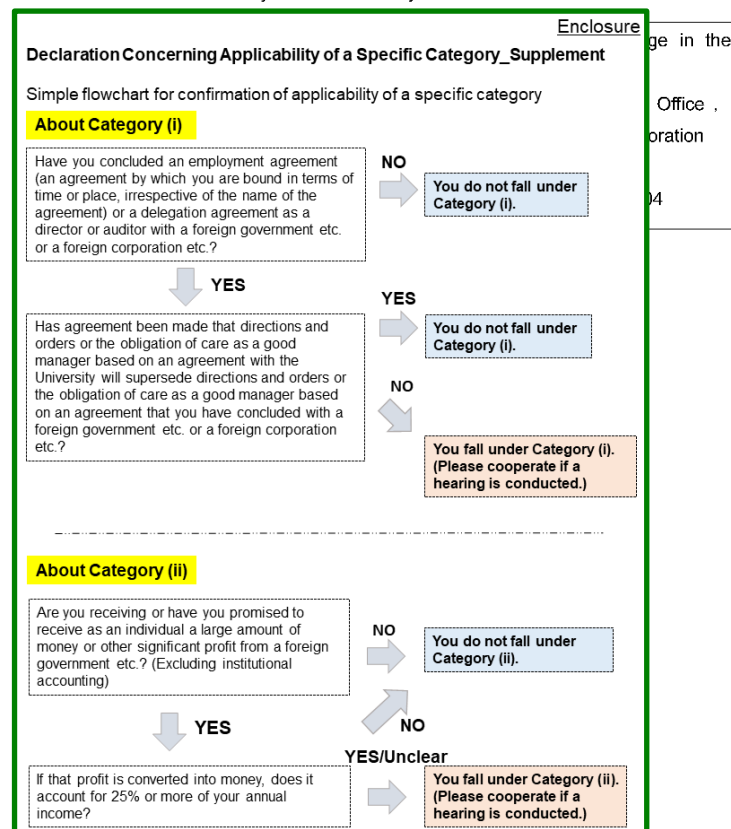
I have concluded an employment agreement, a delegation agreement, a contracting agreement, or another agreement with a foreign government etc.^{**2} or a foreign corporation etc.^{**3}

Provided, however, that this excludes a case in which agreement has been made between you or the University and the foreign government etc.^{**2} or the foreign corporation etc.^{**3} about the fact that the University’s instructions for you (directions and orders or the obligation of care as a good manager^{**4} based on an agreement between you and the University) will supersede the foreign government etc.^{**2} or the foreign corporation etc.^{**3}

Category (ii)

I am receiving, or have promised to receive, economic profit, such as a large amount of money, from a foreign government etc.^{**2} (A large amount of money refers to profit that accounts for one-fourth or more of your annual income.) Provided, however, that cases of institutional accounting^{**5} for research funds are excluded.

- *1 If there is a change of declaration content in the future, a declaration is to be made again.
- *2 Foreign government etc.: A foreign country’s government, government agency, local public entity, central bank, political party, or other political organization
- *3 Foreign corporation etc.: A corporation or other organization (including a foreign university) that has been established based on a foreign country’s laws or ordinances
- *4 Obligation of care as a good manager: The obligation of care that is ordinarily expected based on the occupation or abilities and social status as an expert of the person to whom work has been delegated
- *5 Institutional accounting: Managing accounting by using a university’s accounting system and other systems



本日本話しする内容

三重大学の簡単な紹介

三重大学における安全保障輸出管理の体制・運用

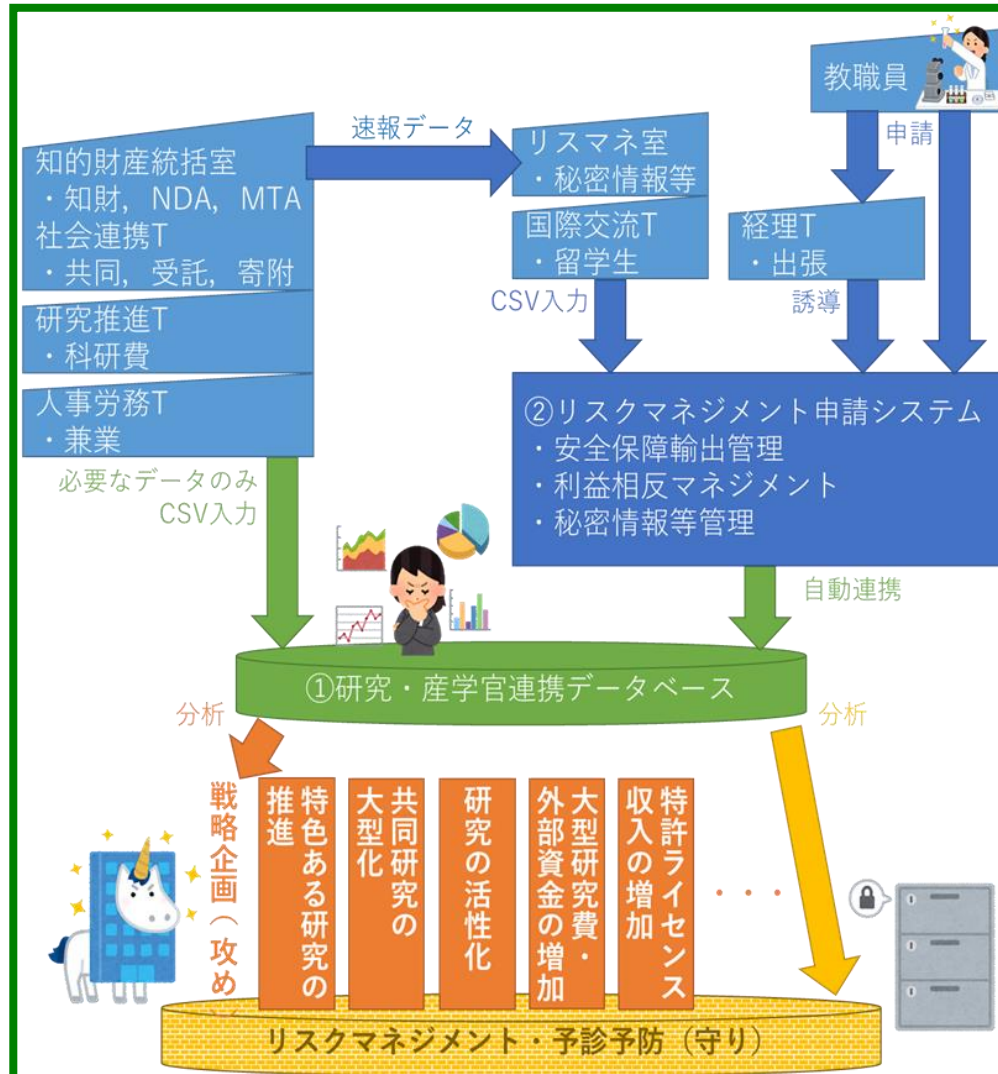
- ▶ 「技術流出防止」へ向けて
- ▶ 「留学生」の種類と受入に係る審査・手続フロー

三重大学における「みなし輸出管理」の運用明確化

 三重大学における教育・研究・産学官連携に係る「攻め」と「守り」の一体化

三重大大学の現在：「攻め」と「守り」の一体化(1)

● リスクマネジメントの目的を改めて明確に!! 「攻め (教育・研究・産学官連携の発展)」のための「守り (適切なリスクマネジメント)」



■ 如何に止めるか ×
如何に進めるか ◎

■ 三重大大学戦略的機能強化費

「研究・産学官連携データベースと
リスクマネジメント申請システムの
統合に基づく研究・産学官連携の
機能強化推進プロジェクト」

- ▶ データ ⇒ 情報 ⇒ **戦略**
- ▶ リスクマネジメントを「**教育・研究・産学官連携の発展**」に活かす。
- ▶ 例えば,
輸出管理, ABS ⇒ 国際連携への展開。
秘密情報管理 ⇒ 大型・複数共同研究への展開。
COIマネジメント ⇒ 大学発ベンチャーなど。
- ▶ 現在, プロトタイプの構築中。



ご清聴
ありがとうございました

サミット会場予定地の賢島(三重県志摩市)

写真提供：志摩市